

日医発第 124 号（健Ⅱ）（地域）  
令和 5 年 4 月 11 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制整備に係る医療用物資の配布について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡は令和 5 年春開始接種が本年 5 月 8 日から開始予定であることを踏まえたもので、概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

○令和 5 年春開始接種の対象者である「65 歳以上の高齢者」及び「5 歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるもの、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者」に対する新型コロナワクチン接種の実施に係る PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布が希望する都道府県及び市区町村に対して実施されること。

○都道府県が令和 5 年 4 月 21 日（金）までに管内市区町村の PPE の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省へ報告すること。

○国からの配送について、令和 5 年 5 月上旬を目途に実施され、遅くとも同年 6 月上旬に完了することを念頭に期限が設定されていること。

（参考）

- ・今後の新型コロナワクチン接種について（その 4）（[令和 5 年 3 月 9 日付日医発第 2287 号（健Ⅱ）](#)）
- ・医療用物資の備蓄体制の強化について（令和 2 年 8 月 7 日付（健Ⅱ 244F）参照）

事務連絡

令和5年4月6日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }

厚生労働省医政局  
医薬産業振興・医療情報企画課  
（マスク等物資対策班）  
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制整備に係る  
医療用物資の配布について

今般、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（令和5年春開始接種）が開始されることとされ、「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」（令和5年3月7日付け事務連絡）等において、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が接種の実施体制の準備や確保を行うこととされています。

接種の実施体制の確保には、必要な物品の確保も必要となりますが、個人防護具（以下「PPE」という。）に関して、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の円滑な実施に向け、下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

（個人防護具の配布について）

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

（その他体制整備全般について）

照会先：予防接種室

TEL：03-3595-3287

## 記

### 1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。医療用物資を含め必要物品の確保に当たっては、「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」（令和5年3月7日付け事務連絡）等に基づき、ワクチン接種体制確保事業に要する経費について国庫補助を行うこととしており、適宜活用すること。

### 2. PPE の配布スキームについて

#### (1) 配布先等の登録について

- 令和5年春開始接種では、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものや、重症化リスクが高

---

<sup>1</sup> 令和3年4月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

[http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide\\_imvaccine\\_v1.pdf](http://jrigoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguide_imvaccine_v1.pdf)

い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者が接種対象者とされており、これらの接種対象者向けの接種に関して配布を行う。

- 今般の PPE 配布は別添の考え方にに基づき配布数の上限を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。また、配布予定数では不足が見込まれる自治体においては、都道府県備蓄も活用しながら、物資の確保を行うこと。なお、その際に、今までの国からの配布物資を使用することも可能である。
- 都道府県は、別紙の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布希望の有無や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)) 宛報告する。
- 別紙には、別添の考え方にに基づき厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、上限配布数と配布希望数の差分を次回以降の配布に繰り越すことはできない。
- 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
- 別紙の登録様式による報告の期限は、以下のとおりとする。  
令和5年4月21日(金) 〃
- 令和5年4月下旬以前に PPE の受け取りを希望する場合は、登録様式の締め切り(同年4月21日)の前に別途、個別で厚生労働省マスク等物資対策班 ([mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)) 宛にて受け付けることとする。

## (2) 配送時期について

- 上記の配布スキームは、国から配布先への PPE 配布に 20 日程度を要することを前提としており、国からの配送について、令和5年5月上旬目途に実施し、遅くとも6月上旬に完了することを念頭に期限設定を行っている。

- また、上記にあるように、令和5年4月下旬以前に PPE の受け取りを希望する場合は、個別に受け付ける。

### 3. その他

(国配布の PPE の配分について)

- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布の PPE を接種会場で使用するに当たっては、市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
  
- ただし、例えば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。

○ 今般のPPE配布においては、各市町村ごとに以下の考え方で算出した配布量の目安を基に、配送ロットや予備等を踏まえて最終的な配布量を決定している。

## 接種対象者の前提

高齢者	令和4年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計
基礎疾患を有する者等（5歳以上）	市区町村人口×12%
医療機関、高齢者施設等の従事者	市区町村人口6%

## 物資ごとの使用前提等

サージカルマスク	<p><b>接種対象者÷20回×7人（枚）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会場担当者（接種チーム(予診、接種、薬液充填・接種補助)計3名、経過観察者1名、事務職員3名で1ライン)の装着を想定。</li> <li>1日1ライン20回接種を前提として算出。</li> </ul>
非滅菌手袋	<p><b>接種対象者 + 接種対象者÷20回（双）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接種者の装着（被接種者ごとの交換）、薬液充填・接種補助者の装着、予診・緊急対応の必要時の装着を想定。</li> <li>薬液充填・接種補助者装着分は、サージカルマスクの会場担当者と同様の考え方。</li> <li>予診・緊急対応の必要時装着分は、接種者装着分の予備で賄う。</li> </ul>
N95等マスク	<p><b>集団接種会場数×100枚を総量とする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団接種会場における緊急時使用備蓄を想定。</li> <li>集団接種会場は、1箇所各物資100枚で算出。</li> </ul> <p>※サージカルマスクと非滅菌手袋に比べて配布数が少ないことから、市区町村には今後の必要分をまとめて配布</p>
アイソレーションガウン	
フェイスシールド	



